

平成28年12月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成28年12月15日(木)、16日(金)
所属委員	〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…3件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…3件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(12月15日(木) 企画調整部)

神山悦子委員

企画2ページの避難者支援費に5事業が計上されているが、今回の補正予算で新しく計上されたのは、「ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業」と「避難者住宅確保・移転サポート事業」だと思う。知事からも説明があったように「ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業」は修繕が必要なところを県費で支出することだが、県内と県外の両方なのか。中身を説明願う。

生活拠点課長

ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業について、今回の補正予算で計上したのは、避難者の住宅確保支援事業である。

県外避難者の中には、避難先での生活を希望する方が多いため、当初予算で雇用促進住宅を修繕して提供する事業を計上したが、雇用促進住宅を管理している(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構と調整したところ、提供できる件数が若干少なくなった。また、他県にも公営住宅の確保を要請しているが、今回の戸別訪問の結果から、住まいを確保できていない県外避難者が少なくなかったため、先ほどの雇用促進住宅の確保に加えて、他県の公営住宅に本県避難者向けの専用枠を設置するとした場合に修繕費の一部を負担して、円滑な供与終了に向けた住居確保対策を実施することとした。具体的には、県外を想定しているが、専用枠一戸当たり30万円を上限に300戸程度見込んでいる。県内については、土木部で専用枠として県営住宅を170戸用意している。

神山悦子委員

予定していた他県の雇用促進住宅が、今になってそれほど見込めなくなって、県が1戸当たり30万円で300戸程度分の

修繕費を支出することにしたとのことであるが、県内については土木部が実施するので、当部局の予算には入っていないのか。

生活拠点課長

単価30万円で300戸分の9,000万円と、今回、雇用促進住宅で若干件数が減った分を合わせて2億3,430万円かかる。当初が1億9,980万円だったので、その差額の3,450万円を今回の補正予算で計上した。なお、県内については別途土木部で予算を計上している。

神山悦子委員

アンケート結果を踏まえた住宅の確保はこれにとどまらず必要になってくると思う。12月補正なので、現在までの分として計上したと理解する。

次に、企画13ページの避難地域復興事業の繰り越しの事由に、不測の日数を要したためとの記載があるが、その内容とこの事業費は議案説明資料のどこと連動しているのか説明願う。

原子力損害対策課長

企画13ページの繰り越し明許費の補正については、早期帰還・生活再建支援交付金である。旧緊急時避難準備区域を抱える4市町村に対して、各市町村のそれぞれの課題に応じた帰還・生活再建支援策に総額20億円を補助しているが、その繰り越しを行うものである。

広野町や川内村では、この事業を活用して地域振興券を配布しているが、換金等が進まないため、繰り越しの延長を行うものである。

予算について、企画8ページの福島県原子力被害応急対策基金繰入金を繰り入れて事業を行っているが、既に当初予算に計上している。今回は繰り越しするものである。

神山悦子委員

川内村と広野町では、来年2月ごろまでの予定で始まったと思うが、1年程度では使うのに大変とのことだと思う。それをどのくらい延ばすのか。

原子力損害対策課長

今回の繰り越しについては、平成30年3月までの延長となる。この事業は福島県原子力被害応急対策基金を財源にしており、基金の期間が来年度までになっているので、それと合わせて繰り越しする。

神山悦子委員

両町から帰還の状況等を丁寧に聞き取りながら、途中でさまざまな判断をしてほしい。意見として述べる。

次に、企画8ページの福島県帰還環境整備交付金基金積立の内容を説明願う

。

避難地域復興課長

企画8ページの福島県帰還環境整備交付金基金積立3億6,154万2,000円については、避難地域の帰還に向けたインフラ整備などである。再生加速化のための国の交付金では、ハード事業等が複数年度にわたって弾力的に執行できるように一部基金化が認められており、今年度に国から採択された事業について、12月補正で積み立てることとした。内訳としては、

農林水産部の花卉栽培施設整備事業と圃場整備事業の2事業で、合計3億6,154万2,000円を計上している。

神山悦子委員

花卉栽培施設整備事業は葛尾村で、圃場整備事業は南相馬市でよいか。どちらも農林水産部関係か。

避難地域復興課長

委員指摘のとおりである。

古市三久委員

企画5ページのふくしまふるさとワーキングホリデー事業は新規事業だと思うが、内容を説明願う。

地域振興課長

ふくしまふるさとワーキングホリデー事業については、国の第2次補正予算に基づくもので、全国8道県のうち本県も手を挙げた。事業の中身としては、ワーキングホリデーを実施するもので、都市部等の若者等を一定期間本県に滞在させて、働きながら地域との交流等を通して福島での暮らしを学び体験しながら本県を知ってもらうきっかけづくりをするものである。ことしは参加者募集専用のウェブサイトの設置を初め首都圏等の大学生を中心とした参加者と受け入れ企業等の掘り起こし及びマッチングや相談窓口の設置を行う。首都圏といっても本県以外の46都道府県に在住している方が対象となるが、そうした方たちに本県に来てもらうためのきっかけづくりをする事業である。

古市三久委員

どこかに委託して実施するのか。

地域振興課長

これからプロポーザル等を実施するが、基本的には人材派遣会社等を想定している。

古市三久委員

どの程度の人数を想定しているのか。

地域振興課長

今年度事業では200人を想定している。

古市三久委員

首都圏から若者等呼んで本県に滞在してもらうとのことだが、期間や地域的なことは県が考えるのか。あるいは市町村等から希望をもらったり、委託会社の判断で実施するのか。

地域振興課長

受け入れ企業については、12月補正で期間がないこともあって、県で開拓している部分と市町村等説明会を開催して市町村に依頼している部分がある。なお、委託業者が決まった後は、委託業者による開拓や掘り起こしも期待している。委員指摘の全ての方法を実施したい。

古市三久委員

浜通り、中通り、会津のバランスはどのように考えているか。

地域振興課長

基本的にバランスは考えたいと思っているが、今年度は時間がないので、受け入れ可能なところや受け入れたいと言っているところを中心に当たっている。いわき市、福島市、二本松市、田村市、三島町、南会津町、磐梯町、猪苗代町等が手を挙げている。

古市三久委員

期間は1～2カ月あると思うが、どのような宿泊施設に泊まるのか。

地域振興課長

期間は2～4週間程度を考えている。できるだけ安く済ませたいので、宿泊施設は受け入れ企業の社宅や寮などの住み込みができるところを中心に探しているが、そのようなところがない場合は、近隣の公有施設や安価な宿を探している。

古市三久委員

会社に限らず、例えば、旅館等のさまざまな宿泊施設等もあると思う。福島県の実態や仕事等を広い範囲で体験してもらうとのことだが、メニューはこれからつくるのか。あるいは、できているものがあるのか。

地域振興課長

時期的には1～3月になるが、基本的に労働者を求めている業種として、いわき市のスパリゾートハワイアンズを初めスキー場や温泉旅館、特殊なところでは銀行からも受け入れたいとの話があるので、そのあたりで調整している。

橋本徹委員

企画5ページ、ふくしま元気創造・発信イベント事業と大学生等による地域創生推進事業は減額補正になっているが、その理由は何か。

地域政策課長

ふくしま元気創造・発信イベント事業については、会場の都合により、当初予定した会場で事業ができなくなったことに伴い、事業を縮小して別ところで実施することになったため減額となった。

地域振興課長

大学生等による地域創生推進事業については、地方創生推進交付金事業で進めているが、対象外となっている旅費等が入っていたため減額するものである。

高野光二委員

企画6ページのふくしまからはじめよう再エネ発電モデル事業は、事業者からの返還金との説明があった。補助金の中には、事業の有効性が認められて返還される例もあるが、今回の返還については、どのような内容か。

エネルギー課長

ふくしまからはじめよう再エネ発電モデル事業については、国の交付金を受けて再生可能エネルギー事業に新たに参入する県民や県内企業を対象に実施する補助事業である。当初予定していた事業のうち事業者の都合で行えなくなった事業がごく少数あったため、県で補助金の返還を受けて、国庫に返還することとした。

高野光二委員

再生可能エネルギーに対する国の補助は太陽光や省力発電などさまざまなものがあるが、当初計画していたものが途中でできなくなった理由と事業内容を尋ねる。

エネルギー課長

事業の具体的な中身については、県民と県内企業を対象とした小規模な事業で、いずれも太陽光発電である。返還の内容としては、事業に着手したものの経営状況が思わしくなく別の事業者に事業を売却したので、売却収入のうち補助相当分を返還させたものと事業を始めようとしたときに事業予定地で相続が発生して、相続手続の関係で土地の確認に時間がかかってしまい事業を断念したものである。

高野光二委員

企画4ページの間蔵貯蔵施設等影響対策費428万円については、基金の運用益との説明があった。運用が思うようにいかない時代に利益を出したとのことだが、どのように運用したのか。

企画調整課長

中間貯蔵施設に関する基金についても同じであるが、基本的に基金は有価証券を購入するなどして運用している。

委員指摘のとおり金利が下がっているので、長期のもの購入は難しくなっている。運用益が下がってきているが、出納局を通じて2～4年満期に分けて、計画的に購入している。

高野光二委員

ゼロ金利に近い中で運用益を出すことは、非常に大変である。事業の執行に当たり、基金を積んでおくだけでは意味がないので、少しでも利益を上げることは、ある意味ではよいことでプラスの材料だと思う。有価証券を購入しているとのことだが、これだけの利益を出すためには、どの程度の基金を有価証券で扱ったのか。

企画調整課長

中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害等復興基金については、総額1,650億円のうち平成27年度末で約975億円を有価証券で持っていた。それ以外は現金で持っていた。

神山悦子委員

出納局の判断か当部局の判断かわからないが、有価証券で運用してもよいのか。

企画調整課長

有価証券は、株券等ではなく地方債や政府保証債等の元本がしっかり確保されたものになっている。利率は低いですが、その

ような形で運用している。

神山悦子委員

確実な運用をすべきであることを意見として述べる。

次に、先ほど説明があった企画14ページの議案第23号について、改正の内容には中身の問題と福島市への権限移譲の2つの内容が記載されている。中身は、新旧対照表で「翌々事業年度」が、「5年が経過した日を含む事業年度」と改められたり、海外への送金等に関連する条文が削除されたりしている。法律の改正があってこのようになったと思うが、福島市が権限移譲を受けた理由と中身を説明願う。

文化振興課長

法律の改正に伴う条例改正については、第9条の「事業報告書等の備置き等」の期間は法人によって異なるが、おおむね3年に当たる「翌々事業年度の末日までの間」がおおむね5年に延長された。あとの記載も同様であるが、基本的に法人の情報公開をしっかりとする趣旨で法律が改正された。また、200万円を超える海外への送金または金銭の持ち出しについては、これまでは事前提出であったが、今回、毎事業年度1回の事後提出に変わったので、関係条文を削除した。

次に、福島市の関係については、地方自治法で県の事務を移譲できることになっている。福島市からは、みずからNPO関係事務を行いたいと聞いているが、詳細は同市の考えになるので承知していない。

神山悦子委員

法律で変わり、海外への送金に関する部分が事前から事後になったとのことだが、なぜそのようになったのか。

文化振興課長

国からは、海外送金等に関する書類をほかの処理と同じく事後届け出に一本化すると説明があったが、それ以外はわからない。

橋本徹委員

企画調整部長説明要旨の中から質問する。

まず、福島復興再生特別措置法について、「帰還困難区域での復興拠点整備のための計画制度の創設」等の記載がある。県と町が一緒になって計画をつくと認識しているが、具体的に説明願う。

次に、Jヴィレッジの復興寄付金への適用が決定した企業版ふるさと納税制度について、前回の定例会では、日本サッカー協会と（株）東邦銀行から各1億円で合計2億円の寄附を受けたとのことであったが、企業版ふるさと納税制度と寄附金は別建てなのか。

企画調整課長

福島復興再生特別措置法における計画策定の手続については、8月に政府の原子力災害対策本部が示した帰還困難区域の今後の考え方の中で、帰還困難区域において復興拠点をつくとされ、市町村が計画をつくり国が認定するとされている。福島復興再生特別措置法にそれをしっかりと位置づけるよう要望したが、具体的にどのような手続になるかは、まだ法案が提出されていないので、今後、国と情報交換しながら進めていく。

エネルギー課長

J ヴィレッジの復興寄付金の企業版ふるさと納税制度の適用については、J ヴィレッジの復興にかかる費用のうち7億円を全国の個人や企業から寄附を集める事業が、今般、内閣府の企業版ふるさと納税に認定されることが決定した。県外企業が寄附する場合、寄附に相当する法人税等の軽減が行われる。税制上の優遇措置等も新たに適用されることになったので、メリットをPRしながら引き続き寄附金の募集活動を進めていく。

橋本徹委員

帰還困難区域での復興拠点整備のための計画制度の創設等に関して、当該町村から聞き取ったところ、県がより主体的に関与してほしいとの声があった。計画策定に当たり当該市町村の意向を踏まえてしっかりと主体的に協力してほしい。要望とする。

次に、J ヴィレッジについては、前回の定例会で2億円の寄附が集まったとの答弁があったが、その後どの程度集まったのか。

エネルギー課長

現在のJ ヴィレッジの復興寄付金の申し込み状況については、日本サッカー協会と(株)東邦銀行からの2億円に加えて、個人からの申し込みは約1,000件、金額にして約1,000万円になっている。また、団体や企業からも25件300万円程度の申し込みが来ている。申し込みベースで、合計2億1,300万円程度となっている。

橋本徹委員

寄附をしている個人や団体は、県内の方が主なのか。また、申し込み期限はあるのか。

エネルギー課長

寄附金については、いずれも全国から募集しているが、特に個人は県内よりも県外からの申し込みが多くなっている。一方で団体、企業については、現在のところ、県内からたくさん来ているが、企業版ふるさと納税の適用が決まったので、今後、県外にも積極的にPRしていきたい。なお、申し込み期限については、再整備が完了する2019年3月までとしている。

橋本徹委員

避難地域復興局長説明要旨に記載されている避難指示区域外からの避難者への応急仮設住宅の供与については、第2回戸別訪問の結果、来月上旬から課題がある世帯などを対象とした第3回戸別訪問を実施することであるが、どのような課題が浮かび上がったのか。

生活拠点課長

1回目の戸別訪問で、来年4月以降の住まいが決まっていなかった方などを対象として、8月から2回目の戸別訪問をおおむね2カ月間実施した。11月15日現在で訪問対象6,197世帯の75%に相当する4,688世帯に面会したが、訪問した際の主な意見としては、「公営住宅に申し込んでいるが当選しない」や「通院中で不安が残る」、「子供の転校に不安がある」等であった。

1月に実施した意向調査や5～6月に実施した1回目の戸別訪問、さらに2回目の戸別訪問の結果を総合して、現段階で、避難指示区域外からの県内外への避難者のうち、4月以降の住まいが確定している世帯が6割程度で、ある程度確定

している世帯が2割程度なので、約8割が確定またはある程度確定している状況である。特に、確定している世帯は、県内では7割を超えているが、県外は5割程度となっている。一方で、確定していない世帯はまだ1,000世帯あって、課題としては、今ほど述べたとおりまだ住まいが見つかっていない方がいることである。

把握できている範囲ではあるが、4月以降の生活再建先の傾向は県内と県外とは違っていて、県内避難者の約4分の1が避難元に帰還して、避難先で避難を継続する方が1割程度であるのに対し、県外避難者の場合は、本県に帰還する世帯が1割程度で、避難先で避難を継続したい世帯が5割を超える状況となっている。

この調査で、県内と県外の避難者では、住まいに関する傾向が大きく異なっており、特に県外の避難者は、まだ住まいが見つかっていない方が多いことがわかったので、午前の審査で述べたが、県外で公営住宅を確保するため、今回の12月補正で、各県に本県の避難者専用枠を設けるよう依頼し、それに対して修繕したものについては、その費用の一部を負担することとした。

橋本徹委員

各個人で事情があり、戻りたくても戻れない方がいると思うので、引き続き寄り添った対応を願う。

次に、文化スポーツ局長説明要旨に記載されている東京オリンピック・パラリンピック大会の関連について、野球とソフトボールの本県開催の機運が高まった一方で、先日、内野の芝生に指摘があって宙ぶらりんの状況になっているが、どのように受けとめているか。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

競技誘致に関する現在の状況については、I O C国際オリンピック委員会やW B S C世界野球ソフトボール連盟の意見を踏まえて、組織委員会と事務的に協議を重ねている段階である。

橋本徹委員

相手側からは、内野の芝生化や球場施設の充実について指摘があったと受けとめている。会場はいわき市や郡山市、福島市のどこになるのかわからないが、まずそれを絞って、どのようにやっていくのか。答えられる範囲で答弁願う。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

W B S Cの評価レポートについては、W B S Cから大会組織委員会に送付されたもので、組織委員会側では公表を予定していない文書とのことなので、その中身に関してはコメントを差し控えたい。

青木稔委員

今の件について、県の担当の杉前教育長と事務総長の宗像先生から「福島県はやる気があるのかわからない、対応が悪過ぎる。」との話を聞いた。そのことに関してW B S C側から指摘があったことが新聞記事になった。この問題について、文化スポーツ局ではどのように受けとめているのか。

文化スポーツ局長

さまざまな情報が錯綜していると受けとめている。このような中で、県民がいろいろと心配していることは承知しているが、県としては、これまでも県内開催の実現に向けて、相手方の組織委員会や政府のオリンピック推進本部、東京都に県内開催の意義等を訴えてきており、それについては皆が同じ気持ちになっていると受けとめている。その観点から、今ほどさまざまな情報が錯綜していると述べたが、今後とも組織委員会や関係機関と十分協議して、県内開催を実現させる

べく県としてしっかりと対応していく。

青木稔委員

国や組織委員会などいろいろあるが、この問題に関して知事には、「知事が直接ぶつからなければだめである、担当者に任せているようでは実現しない。」と言いたい。その意味で、県の対応が悪いと指摘されたと聞いている。ここまでPRしていながら、来ないとなれば大変なことになる。知事は風化をとめて、風評に対応すると言っている。知事が直接、積極的に当たっていくことを要望する。文化スポーツ局においても、そのくらいの気持ちでぶつからなければ大変なことになるので指摘しておく。

吉田栄光委員

先ほど橋本委員から福島復興再生特別措置法について質問があった。官民合同チームやイノベーション・コースト構想、また今後、福島復興再生特別措置法に組み入れるよう政府に要請してきた。復興庁が10年間の時限的なこともあって、本県の復旧や復興、環境回復には長い時間がかかることを覚悟して、政府に対しても法律にしっかりと組み入れて、福島の復興を考えてほしいとの趣旨でここまできた。知事を初めとして、政府に要請していたものの趣旨や現在の考え方を改めて確認する。

企画調整部長

福島復興再生特別措置法については、福島復興・再生のかなめと考えている。帰還困難区域の今後のあり方を初めイノベーション・コースト構想については、従来から、経済産業省の赤羽前副大臣や高木副大臣の私的なもので、全省庁を挙げたものにはなっていなかったので、福島そして浜通りの復興・再生のかなめとして、国としての位置づけをしっかりと求めている。また、官民合同チームについても国からは職員が派遣できないとされ、現在、責任ある体制ができておらず、言わば寄せ集めの状態となっているので、国がしっかりと入って、避難地域の商工業者や農業者のなりわいの再生にしっかりと責任を持つ意味で、今回、特に大きな改正点を3点求めた。

委員指摘のように、復興・創生期間は残り4年となって、復興庁も時限であるが、福島復興再生特別措置法については、制定当時から沖縄振興特別措置法等とは違い、恒久法として国が社会的責任を持って福島の復興をやり遂げるよう求めている。さまざまな取り組みを恒久法である同法にしっかりと位置づけるため、委員から指摘のあった大切な点については、特にしっかりと位置づけられる方向となっている。特に知事が何度も強く求めて、現在は、法案作成に向けた段階となっている。

吉田栄光委員

ある意味では、県がこれまで積極的に要請してきた成果だと思う。帰還困難区域の今後の考え方については、政府の考え方があらあら出ているが、これだけの法制化をして、今後、新たな復興を進めていこうとしている。先ほど橋本委員からも該当市町村に対して協力を求める要望があったが、県は今のままの体制でよいのか。もちろん懸命に実施していると思うが、福島復興再生特別措置法に組み入れることによって、大きなことがさまざま進められていく。県としても組織を含めて強化しなければいけないと思うが、どうか。

企画調整部長

先ほど、官民合同チームとイノベーション・コースト構想、帰還困難区域について述べたが、帰還困難区域については、避難指示が出されていた区域が解除になって、一元的に避難地域復興局が所管して全庁を挙げて対応している。先ほど、

橋本委員から指摘があった復興拠点の整備計画についても、市町村に任せることなく、一緒になってつくり上げるが、避難地域復興局の体制の中でしっかりと実施し、必要に応じて体制強化を検討していきたい。

また、官民合同チームについても、法制化された場合は、国や県からの職員派遣と言いながら、県職員の身分のまま指揮命令系統に入っていないこともあるので、指揮命令系統を一つにするための仕組みづくりも検討していきたい。

さらに、イノベーション・コースト構想についても、ロボットテストフィールドが具体化し始めており、廃炉関係の拠点ができ上がってくる。また、文化スポーツ局で実施しているアーカイブ拠点についても、国に予算化を求めている。

これらの動きの中で、イノベーション・コースト構想全体をどのような形で推進していくかについては、県の立場だけではなく、イノベーション・コースト構想全体を見るような組織が必要だと思うので、今後、検討していく。

吉田栄光委員

今後、国でしっかりとした形をつくるよう願うが、個人的にはさまざまな苦労をしながら、ようやくここまで来たと思っている。官民合同チームを含めた3つの話があったが、今後とも懸命に進めてほしい。

次に、農林業の賠償について、大島原子力損害対策担当理事が苦労していると思う。我々もさまざまな団体の意見を聞きながら、党として進めてきたが、ようやくあらあらの方針が出され、3年間である意味では終期がなく被害が続く限り賠償を考えるとされた。賠償とともに、農家が自立して復旧や復興、農業経営が回復する政策を誘導することが必要である。農業施策については、農林水産部の所管だと思うが、政府には常日ごろから、今後の農家の自立に向けて、国が責任を持って政策を誘導してほしいと言っている。風評対策もその一つであるが、これらと連携して賠償を考えているのか。

原子力損害対策担当理事

農林業の賠償については、これまでも県の原子力損害対策協議会の活動を通じて、国、東京電力に対して、要望や要請をしているが、農林水産部と連携しながら活動している。委員から指摘のあった営農再開に向けた支援策や風評払拭も賠償とあわせて非常に大きな課題になっているので、賠償と一体的に内容を示すように要望している。

吉田栄光委員

賠償の話をしたが、先ほど部長から説明があった官民合同チームには、農業を自立させる施策も加わるはずである。避難地域復興局長の手元で当部局が所管する賠償と復興をこれまで以上にしっかりと連携させながら進めるよう要望する。何かあれば答弁願う。

避難地域復興局長

委員から大変重要な指摘があったと受けとめている。避難地域の復興のためにはさまざまな分野の施策が必要で、県庁の総力を挙げてやっていく必要がある。官民合同チームは商工労働部が中心になってやってきたが、今回、農林水産部も入ってくる。避難地域復興局としては、これまでもかかわってきたが、より一層、連携を密にしながら、全庁一丸となって復興に向けて取り組んでいく。

吉田栄光委員

先ほど、青木、橋本両委員から東京オリンピック・パラリンピック大会について質問があった。県民は当然期待しており、復興の御旗にもなると思う。非常に大事な大会で、私も野球・ソフトボールの県内開催を望んでいるが、復興施策と同時に動いてこそ成功すると思う。県が予算を負担する必要も少なからずあると思う。私も丸川東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣に野球及びソフトボールの県内開催を要請してきたが、本県が置かれている課

題を解決してこそオリンピックの開催に対して県民の理解が得られると考える。文化スポーツ局長には大会が開催できるように願うが、どうか。

文化スポーツ局長

委員指摘のとおり、本県は、東京都以外で開催されようとしている他の地域とは、若干状況が違う中で開催されると認識しており、県民のさまざまな思いや復興の過程で開催することになる。その思いをしっかりと受けとめ、胸に抱きながら、できるだけ多くの県民が笑顔で喜んで野球やソフトボールを応援できるように、今後ともしっかりと対応していく。

神山悦子委員

本県で東京オリンピック・パラリンピック大会を開催するとなった場合、県の負担はあるのか。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

現時点では、まだ会場として決定していないので、会場の整備等について具体的な要請はない。現時点の基本的なルールとしては、仮設構造物に係る費用は大会組織委員会が負担することになっている。

神山悦子委員

本県復興とのかかわりについて吉田委員から指摘があったが、そのとおりだと思う。ただ、復興のためと言いながら、県の負担や持ち出しがふえてしまったのでは本末転倒になるので、よく精査しなければいけない。また、会場の設定についてもいろいろな問題が指摘されているので、今後どうなるのかわからないが、これだけが復興ではないことを指摘しておく。オリンピックそのものを否定するものではなく、東京都以外で実施することで裾野が広がる面は否定しないが、誘致する場合の費用負担も含めてよく検討すべきである。今後、精査して進めるよう指摘しておく。

次に、橋本委員からも質問があった第2回の戸別訪問の結果について、約1万2,000の対象者世帯のうち、決まった世帯と全く決まっていない世帯の割合はおおむね8対2でよかったか。

生活拠点課長

全体の傾向としては、約1万2,200世帯のうち、4月以降の住まいが確定している世帯と既に移転している世帯は約7,500世帯で61.8%である。また、ある程度確定している世帯が2,100世帯で17.4%、全く決まっていない世帯が8.5%の1,000世帯程度である。訪問したが会えなかった世帯が750世帯で、これから訪問する世帯も750世帯あるので、合計で約12%の世帯にはまだ会えていない。

神山悦子委員

今のところ全く決まっていない世帯が1,000世帯で、そのほかに会えなかった世帯も含めると20.8%になると思う。約2,500世帯はさまざまな形で決まっていないと思うが、この世帯がどうなっていくかが心配である。来年1月から3回目の戸別訪問を実施するとのことだが、どのくらいの期間を見ているのか。

生活拠点課長

3回目の戸別訪問については、来年1月10日から始まり、県外では1カ月程度を想定している。県内はもう少し短い期間ではあるが、約1カ月を考えている。

神山悦子委員

接触できなかった人の傾向もなるべくつかまなければいけないが、結局、2月上旬ごろには、いろいろな形態が明らかになってくると思う。4月以降の県独自の家賃補助制度もあるが、それがあつたとしても大変な人は相当いると思う。

自主避難者は県外に多いが、県内にもいる。広野町や川内村で残るのは、高齢世帯や帰っても生活ができない人などで、今から考えて対応しなければ路頭に迷う心配がある。時期が来れば鮮明になってくると思うので、訪問しながらよくつかんだ上で、どうするかを県も考えなければいけない。3月末になってこれ以上できないと言うだけでは仕方がないと思う。県外の自主避難者からは、請願や意見書が出されていて、今から心配なことはもちろんあるが、そのときにはより顕在化してくると思う。

打ち切りに向かって圧力をかけることは絶対にしてほしくない。市町村や県外の担当者等に個別に対応を頼んでいるようなので、県は事情をつかむ努力をすべきであるが、どうか。

生活拠点課長

委員指摘のとおりである。特に、県外の方向けの公営住宅の確保について説明したが、第2回の戸別訪問の結果、広野町や川内村などの県内避難者には高齢者が多く、今までアパートに住んでこなかったもので、手続等がわからないことがあつた。今回の補正予算に計上した避難者住宅確保移転サポート事業では、新たな取り組みとして、主に高齢者の生活再建を後押しするために、戸別訪問の際に専門の団体を紹介して、一緒に不動産屋に行ったり、保証人や物件探しを手伝ってくれる方に来てもらい、丁寧に対応することを考えている。第3回の戸別訪問についても、個別事情を聞きながら丁寧に対応していきたい。

神山悦子委員

福島復興再生特別措置法については、部長から説明があつたように県で恒久法にするよう望んで法律になったが、インフラ整備などのハード面については詳しく書いてあるものの避難者支援などのソフト面が弱い。特措法を国会で通すことは必要なので構わないが、ますますハード面に重点が置かれている。ハード面はもちろん大事だが、これだけが復興ではない。地域振興というのであれば、そこに人が住むことができる環境をつくることも必要である。人の配置やそれを支える人の対応を初め住まいの確保等が薄くなっている。今回、緊急要望をしたが、特措法を見直すのであれば、それも求めるべきだと言ってきたので、さらにそれも加えていく必要があると思うが、どうか。

避難地域復興局長

特措法については、先ほど部長が説明した考えのもと、今回要望して現在検討されているが、避難者支援も重要だと認識している。この点については、今回の特措法には入らないが、常に国には政府の福島復興指針や県のさまざまな要望活動で強く求めている。その活動を通じて、避難者支援の充実に努めていく。

神山悦子委員

その姿勢はぜひ貫いてほしいが、そうであれば、県が独自につくった県外の自主避難者に対する4月以降の住まいの補助制度について、国に財政的負担を求めても何ら問題はなかったと思う。これも復興の一つだとすれば、県独自の予算でやるよりも、本当は国がやることだとなぜ位置づけなかったのか。これから実施してもおかしくはない。避難者に関するさまざまな問題はこれからも発生するので、財政的な裏づけをきちんと求めるべきと思うが、どうか。

企画調整部長

来年3月に供用を終了する避難者への支援については、県が独自に引っ越し費用の補助や家賃制度を設けたが、国に対してしっかりと責任を持つように交渉した結果、被災者支援総合交付金を含め相談体制の整備や全国各地につくっている相談拠点の予算等ももらった。災害救助法の枠内では、これ以上の延長は難しい中で、さまざまな交渉をして引き出したものがあり、また、避難指示が解除されて、当面の避難先との二地域居住等についても、避難地域の市町村ではマンパワー等のさまざまな予算を使うことになるので、そこもしっかり対応するように言っている。法律や予算措置で実施するものも含めて、県が実施していくものに対しては、引き続き国も責任を持って支援していくように求めている。

神山悦子委員

そのことに対して異論はないが、特措法に位置づけるべきものの一つだったと思う。人に対する支援がなければ復興はない。原発事故さえなければ、避難せずに生活できたので、その問題も含めて、特措法にきちんと位置づけることを今後も頭に入れながら国とやってほしい。意見として述べる。

次に、賠償について、先ほど原子力損害対策担当理事から、今月中に全体会議を開くとの説明があったが、いつ開いてどのような形にするのか。昨年6月にも、営業損害賠償の打ち切りがどうなるのかとなり全体会議を開いたが、全く同じことになるのか。

原子力損害対策課長

原子力損害対策協議会の全体会議については、年内開催に向け現在調整中である。開催に当たって206団体に幅広く声をかけたが、今回は、東京電力から出された農林業の賠償に関する見直し案を中心に意見が出されるものと考えている。それ以外にも幅広い問題等があると思うので、各団体から意見を出してもらって、東京電力にしっかりと対応するように求めたい。

神山悦子委員

日程はいつか。

原子力損害対策課長

具体的な日程については、現在調整中である。

神山悦子委員

加盟団体からは今月24日との話も出ているが、なぜ言えないのか。隠す必要はないのではないかと。

原子力損害対策課長

各団体に対して照会等を行っているが、まだ、内部的に詰めているので、はっきりと決まり次第プレスリリースしていきたい。

神山悦子委員

大体の場所が提示されていて、日にちも今月24日で来ているが、何の調整が必要なのか。東京電力や国の出席者の調整か。

原子力損害対策課長

これまで要望してきた農業関係施策や賠償について、しっかりと回答してほしいので、全体会議には国と東京電力に出席を求めている。各構成員には文書を出しているが、出席者等が固まっていないので、固まり次第、公にしていきたい。

神山悦子委員

「今月24日を考えているが若干の調整はある。」と答えても問題はないのではないか。賠償がなぜ大変な問題かは本会議でも述べてきた。今定例会で賠償に関する意見書が全会一致の方向で出されているのは、県民からさまざまな要望があるからである。12月は各団体も忙しいが、1月からどうなるかが心配で、賠償が決着しなければ新年を迎えられない。

昨年6月の指針の改定で、営業損害賠償は2倍相当と言いながら、2分の1や3分の1あるいはゼロにされている。何倍にふやしたところで担保されず、原子力損害賠償との相当因果関係が認められないなどと言って、勝手に切られてきたことを農業団体は見ているので、同じようになるのではと心配している。先ほど自立に関する話があったが、農業で再生したいと思っても、賠償が決着しなければ、本県の農業や地域産業に大きな影響を与えることになる。賠償問題は、農業団体だけではなく地域経済にも大きな影響を与えることと捉えて、国や東京電力と一緒に迫っていかないとだめである。開催日を明らかにしないことは納得できない。発表できるのであれば言うてほしいが、どうか。

原子力損害対策担当理事

先ほど答弁があったように、我々としては、今月24日開催で内部で調整を進めていたが、いろいろな方に出席を求めており、全体像が固まった時点でマスコミに情報提供しようと考えていた。条件が整っていなかったこともあり、開催日を明確に答えることができなかった。今ほど委員から指摘があった賠償の内容については、商工業との関係で「農林業の一括賠償がきちんとされるのか。」といった不安の声も聞いている。それについては、今度開催する全体会議の中で、しっかりと確認していく。

古市三久委員

昨日の本会議で質問があった携帯電話の関係について、県が補助金を出して国から補助されると思うが、市町村や事業者も負担して、アンテナをつくると思う。約99%以外のわずかに残されたところは、電波の状況が非常に悪く住んでいる方も少ないので、国や自治体がきちんと整備しない限り、困難な状況だと思う。昨日の本会議で答弁があった内容では進まないと思うので、さらに進む方向で仕組み等を検討してほしい。市町村は、補助金をもらうので、持ち出しはないのか。新たな仕組みをつくって1日でも早く県内に住んでいる方全てが携帯電話を使えるようにすべきと思うが、どうか。

部参事兼情報政策課長

携帯電話エリアの拡大に係る事業の仕組みについては、当事業は、国の補助事業で、中継基地の建設費の3分の2を国が補助することになっている。残りの3分の1のうちの3分の2を市町村が負担し、さらにその3分の1の全体の9分の1を事業者が負担することになっている。ただし、該当箇所が過疎地域であれば過疎債等が使えるため、その分を引いた市町村の実質的な負担は全体事業費の4%になる。

市町村としては少額で整備できるので、基本的にこの事業を使って整備を進めていくが、整備に当たっては事業者が参加する必要がある。鉄塔を建てた後の運用・管理は事業者がやることになるので、利用が少ないところは、運用管理等の経費を考えると事業者は乗ってはこない。事業者が自主的にやるのが大原則であるが、難しいため手厚い補助になっている。県の補助はないが、国の補助と地方債等で建設費のほとんどが賄えるため、県としては、この方法で整備を進めている。

委員指摘のとおり、現在164カ所、約1,000戸が携帯電話通話外エリアとして残っているが、今年も5カ所で実施した。要望が上がってくれば、国の補助金はおおむね毎年全て採択されるので、まずは市町村に依頼して、事業者と話を進めて事業化することが最優先と考えている。残された地域は、人口が少なく電波の状態が悪いので、事業化が難しいのが実態である。人が住んでいない場所の対応等もあるので、6月に実施した国に対する要望を初め機会を捉えて制度の拡充等を国に要望している。

古市三久委員

それは何度も聞いているのでわかっている。問題はそこからである。県は、負担していないので、国と市町村の橋渡しをするスタンスだと思う。164カ所、1,000戸はごくわずかなのでやらなくてもよいとの考えがあるかもしれないが、住んでいる方にとっては深刻な問題である。国がやるべきことかもしれないが、携帯電話が通じないところは、地方創生にならない。衛星を使ったアンテナをつくるなどの方法を考えて、システムを変えて新しい仕組みも検討しながら、事業者に限定せず、国がアンテナをつくるなどしなければいけないと思う。

人が住んでいないところでは携帯電話が使えないこともある。福島県では大体どこへ行っても携帯電話が使えるとなれば、「福島県に行ってみよう」、「山に観光に行ってみよう」と言う人もいると思う。それも含めて、新たな仕組みや県が負担するなど、これまでの考えを転換して実施してほしいが、どうか。

部参事兼情報政策課長

市町村と事業者で話がまとまり、過疎地域であれば4%の持ち出しのできるの、補助制度は十分用意されていると考える。市町村がその4%を出せないの、できないのかとえば、そうではないと思う。県がその分を埋めてできるのであれば検討の余地はあるが、現実的には建設後に運用経費がかかるので、乗ってこない事業者が多いことが問題だと思う。国に対して、新たな補助制度の創設等を含めて要望していきたい。

古市三久委員

課長から答弁があったとおり、戸数が少なくて採算がとれないので、事業者はやらないといった問題がある。どのような方法があるのかも含めて検討してほしい。

次に、自主避難者の問題について、先ほど神山委員も述べたが、原発事故が原因で自主避難をしている。原発事故がなければ自主避難せずに、そこに住んで生活を維持していくことができたので、責任は国と東京電力にある。本県でオリンピックを開催するなどと言っているが、県民がこれからどこに行っても生活できるように、県は最大限できることをすることが大事だと思う。先ほど部長から答弁があったが、不十分である。

県は10月29日付で各都道府県に対して「応急仮設住宅の供与終了に伴う住宅確保等について（依頼）」を出したが、その文書には「住宅確保策の実施に伴って必要となる国への要望事項等を、別紙によりお知らせくださいますようお願いいたします。」と記載されている。国に要望等があれば福島県に言ってほしいとしているが、それをまとめて国に要望するのと思えば、県は実施していない。みなし仮設住宅の今後の対応は各都道府県によって異なるが、この違いをなくすことが本県の役割であり、特定入居の問題などを国に要望すべきである。各都道府県からは収入要件や入居基準の撤廃、各都道府県で扱いが異ならないように国に求めるよう要望が出されているが、県はそれをやっていないので、各都道府県でばらばらになっている。

例えば、埼玉県では全てを特定入居にすることにしようと思うが、東京都では600戸のうち、用意されたのは300戸で、雇用促進住宅やUR住宅に入っている方は対象にならない。引っ越し費用についても、県は県内を含め、県外から県内に帰ってくれば払うとしているが、県外に引っ越す場合は払わない。原発事故は国の責任であり、3月31日まで期間があるの

で、国に出すように要望すればよい。

さらに、特定入居では、災害救助法で入居した場合は一度退去して新たに申し込まなくてはならないので、入居できない場合もある。自分のところでもいろいろやらなければいけないので、これだけやるわけにはいかないと言っている都道府県もあるが、特定入居が認められればできると言っている都道府県もある。各都道府県から要望をもらって集約しているので、しっかりと国に上げるべきである。本県では国と協議して特定入居を認めてもらっているの、他の都道府県でも特定入居が実施できるように国に頼めばよいのではないかと。国は全ての都道府県で特定入居を実施できると指示すべきと思うが、どうか。

生活拠点課長

公営住宅の特定入居については、公営住宅法の規定になる。国から出されている文書では、一時的な入居を行った者について、必要に応じて災害による特定入居者にできるとされているが、公営住宅は公募が原則であり、また自治体によって住宅事情が逼迫していて倍率が高いところもあるので、各県の判断によるとされている。

昨年10月に当課が出した文書の趣旨は、各県の公営住宅等の継続入居やあいている住居の確保等に対する依頼が中心であり、国への要望事項については、今後の業務の参考として照会したものなので、取りまとめて国に要望するものではない。

古市三久委員

答弁は理解できなくはないが、その考えは間違いだと思う。被災県民のために本県はどのようなスタンスでいくかの立場で文書を出すべきで、出てきたものについては、国で対応できるかは別にして、しっかりと国に求めることが、県としての最低限のスタンスだと思う。住宅確保等の例として、「県営住宅や市営住宅への継続入居、空き住宅の確保・提供、子ども被災者支援法に基づく公営住宅の優先入居枠の設定・拡充」を挙げているが、それを実施する場合でも、法律で縛られる部分もあるので、国に求めなくてはならない。

都道府県によってできないところがあるのは仕方がないが、アンケートで「できる」と回答した都道府県もあるので、できるところはやれるように国に求めるべきである。そうでなければ、この文書を出す必要がない。意味があってアンケートをとったとすれば、結果的にだめだったとしても、しっかりと国に求めるべきである。

継続入居したとしても4月1日以降は家賃が取られるが、入居要件によって退去を求められる人が出てくる。継続入居したいので、入居要件を緩和してほしいとの要望もある。

今後県民がどこへ行っても、「県がしっかりと住むところや生活を確保してくれた。」と言われるようにしなければかわいそうである。東京電力と国の政策によって避難したので、最低限のことはやるべきと思うが、どうか。

避難地域復興局長

委員指摘のとおり住宅の確保は非常に重要な問題だと認識している。これまでも国とは、特定入居に限らずさまざまな問題について議論してきたが、特定入居の一律実施について国から指示を出すことは難しい。現在、本県を含めた5都道府県がそれぞれの判断で実施しようとしているが、実施できないところでも、公営住宅をめぐる事情は各都道府県で異なり、特に東京都は非常に倍率が高い中で、本県避難者の専用枠として300戸の提供を決定してもらった。今後とも各都道府県の事情で、できる限り公営住宅の提供を求めていきたい。

今回、12月補正で計上している公営住宅の修繕費の一部負担についても、専用枠をできるだけ多く確保するために計上しているので、それも含めて今後ともしっかりと取り組んでいく。

古市三久委員

それについてはこれからやってほしい。引っ越し費用は県の事業で負担することになったが、県外に避難した人は負担してもらえないので、国に求めていくべきである。自主避難にせよ原発事故がなければ避難する必要はなかったので、国と東京電力の責任である。自主避難が悪かったのではないと思うので、割合は別にして、国に負担を求めて、引っ越し費用を県民に配分すべきである。いつまで負担するかの問題もあって、これからずっと無償にするのは大変だと思うので、せめて引っ越し費用は県や国が負担すべきと思うが、どうか。

避難者支援課長

引っ越し費用の補助については、これまで何度も説明しているとおり、平成29年3月で仮設借り上げ住宅を終了することを一つの契機として、その判断に至ったのは、県内に戻れる環境が整いつつあるためと当時答弁したと記憶しているが、それが大前提であったので、本県に帰還する方向への帰還促進の意味合いも込めた支援策とした。一方で、県外で移動する方には、家賃補助制度をつくった際に、はっきり移転費用と明示していたわけではないが、初期費用がかかるので、一定額を補助対象者に支給して支援していくこととした。

古市三久委員

県外で移動する方への家賃補助は終わったのではないか。これからなのか。

避難者支援課長

これから本申請が始まるが、県外で避難を継続する方向への家賃補助制度では、引っ越しを伴う可能性が高いので、家賃補助のほかにさまざまな諸経費や掛り増しを初期費用として支給する。現在は仮申請を受け付けている段階で、正式な家賃補助は平成29年1月からとなるので、今後の移転が対象となる。

古市三久委員

それは全ての方が対象になるのか。

生活拠点課長

この家賃補助制度には収入要件などの一定の要件がある。避難先で避難を継続する場合は同じ都道府県内が原則なので、全ての避難者が対象ではない。

古市三久委員

以前に特別委員会で質問した際には、「県内だけ。」との答弁があった。この制度は新しくできたのか。

避難者支援課長

その際には、県が実施している引っ越し費用の補助のことだけを答えたので、県外については言及しなかったが、全体としては、それぞれの制度を動かそうとしているのが現状である。

古市三久委員

県内への引っ越し費用の仕組みはできているが、県外はないので当委員会でもつくるべきだと話したことがあると思う。県外の自主避難者が住宅を変える場合の費用については、名目は別にして一定の要件によりある程度は負担されると理解

してよいか。

避難者支援課長

先ほど生活拠点課長が答弁したとおり、県外については、家賃補助制度に該当する方に限定されるが、一定の支給がある。県内の引っ越し補助については、これまで説明したとおり、帰還できる状況に鑑みて支援する制度としている。

。

古市三久委員

この制度ができたことは前進だと受けとめるが、どのような理由で一定の要件をつけたのか。

生活拠点課長

避難指示区域以外の避難者への家賃補助制度は、自立してもらうための支援である。収入が低い方に手厚くするため、収入要件を月額所得21万4,000円以下とした。

古市三久委員

21万4,000円以下の方に家賃を補助するとしているが、引っ越し費用は3～5万円で1回だけ交付するのか。家賃と引っ越し費用の比率はどのようになっているのか。

生活拠点課長

先ほど答弁した家賃補助の初期費用については、通常の一般世帯は10万円で単身世帯は5万円であり、県と契約した時点で支給する。家賃補助については、1年目は家賃の2分の1で、2年目が3分の1である。

古市三久委員

県外の自主避難者への待遇が県内と同等で安心して生活できる仕組みをきちんと維持しなければいけないと思う。

先ほど本県に帰れる条件になったとの話があったが、本県はまだ非常事態宣言中である。終息宣言はしたが原発は非常事態である。非常事態であることは安全ではないことの証拠である。非常事態宣言の中で県民は生活しているので、それを解除しない限り安全ではないと思う。さまざまな議論はあるが、その意味で、県外の自主避難者が帰らないのはもっともなことだと思う。国を挙げて帰還政策を実施しているが、非常事態宣言を解除しない中でそれを実施することがどのような意味を持つかは、いろいろと議論しなくてはならない問題だと思う。引き続き県外での生活を希望する県民の意思を十分に尊重して、県が手厚く県民の生活をしっかりと支援するよう要望する。

生活拠点課長

家賃補助の初期費用について、先ほど通常の一般世帯は10万円で単身世帯は5万円と答弁したが、一律10万円であったので訂正する。

神山悦子委員

県はいつも「帰還できる条件が整った。」や「災害救助法の考えからこれ以上の延長はできない。」と言っているが、何が整えば帰還できる環境になるのか。

避難者支援課長

当時は帰還できる環境が整いつつあると答弁したが、除染や食品の安全監視等によって、生活できる環境が整ってきていると認識している。確かに原発の廃炉作業が行われており、非常事態が続いていることも承知している。所管が異なるので余り答えられないが、県としても監視体制を整えながらしっかりと状況を見守っていると考えている。

神山悦子委員

今の答弁についてもだが、仮設借り上げ住宅の終期は最終的に誰が判断するのか。

生活拠点課長

災害救助法上、県が応急仮設住宅を供与することになっているので、県が国と協議し、国の同意を得て決めている。

神山悦子委員

それを盾に政府は、来年3月31日の打ち切りを県が決めたと言っている。県が決めて、国と協議して同意を得た形になっているので、県の姿勢や対応が問われると思うが、実際には、政府がさまざまな枠組みや復興指針、来年3月末で避難指示が解除された方には仮設借り上げ住宅の提供がないことも決めた上で、県で対応していると思う。原発事故にかかわる問題は、国が枠組みを決めて県で最終判断をさせられていると思うが、どうか。

生活拠点課長

同じ答弁になるが、基本的に国と協議して、県が決めることになっている。

神山悦子委員

原発避難者の子供が他県でいじめに遭っていて、最近、川崎市でもいじめがあったことが報道された。潜在的にあったものが顕在化したのかもしれないが、県内外の自主避難者にかかわらず、避難者全体をどう見るかが問われている。知事も放射能に対する正確な情報提供等と言っている。先ほど答弁があったように県は除染やインフラ整備が進んだので戻れる環境が整ったと言っているが、帰らない人が悪いといった風潮が子供にも出ていると思う。賠償打ち切り等の中で起きている問題なので、県による発信は非常に大事になってくる。

原発事故さえなければ、互いに苦しむことはなかった。避難者はどこに住居を求めても構わないが、本県に帰りたくないと思っている人はほとんどいないと思う。そのような思いで避難した人を県は今もわがままだと捉えているとすれば、心情を踏まえて対応しなければならない。来年3月に打ち切られる人も含めて、県の姿勢が問われるので、改めて、今起きている現象も見ながら対応すべきと思う。

11月22日にはマグニチュード7.4の地震が発生し、福島第二原子力発電所でも被害があつて、プールから水があふれた。これから戻ろうというときに、大きな地震によって原発被災が再び発生して、これまでとは違った情勢になっている。原発事故は終息しておらず、今もトラブルが続いている中で、帰還する人の足を阻んでいることを踏まえて、県は手厚く寄り添った対応を具体的に出すべきだと思う。「帰還できる条件が整った。」や「インフラ整備が進んだ。」と簡単に言うてよいのか。改めて、意見を聞く。

山田平四郎委員長

神山委員に尋ねる。何について質問したのか。環境が整っているかについて質問したのか。

神山悦子委員

そのとおりである。

山田平四郎委員長

今後は、要約して質問願う。

避難地域復興局長

震災当時、自主避難者は、大変混乱した状況でいろいろな思いから避難したと思う。また、残った方もさまざまな思いの中で、諸事情があつて、避難したくてもできなかった方もいて、一人一人がいろいろな状況に置かれたと思っている。昨年度に自主避難者に対する住宅の供与終了を判断した。これまでも述べているように、応急救助の考え方から県として難しいと判断したが、除染が進捗し、当時の線量は現在とは違った状況になっていることやその他もろもろの生活環境が整ってきたことが理由である。

県としては、何としても戻るようにと言うつもりはない。自主避難者はさまざまな思いで避難していて、戻りたくて戻る人もいれば、なかなか戻れないと思っている人もいるので、しっかりと受けとめたい。避難指示区域以外で190万人の県民が生活している中で、行政施策として実施する場合にできることは、今打ち出している新しい支援策や戸別訪問を初め、公営住宅の確保についても国や都道府県、雇用促進住宅、UR等と協議し交渉しながら、確保に努めているが、これらの施策が、県として精いっぱい施策であるとの思いで、3月末に向けて継続して取り組んでいる。

来年1月から3回目の戸別訪問を実施すると述べたが、県職員を50～60名程度動員し、市町村や各都道府県職員を含めて300人超で訪問して、一人一人の意見を聞いて対応していく。それ以外にも、駐在員や市町村職員も含めて戸別訪問を続けている。今後ともいろいろな課題や意見が出てくるかもしれないが、一つ一つ向き合つてしっかりと対応していく。

神山悦子委員

今後も避難者の状況を丁寧聞いて、いろいろな要望にできる限り応えてほしい。県外に避難した人も県民である。人口が減少すると心配せずに、いずれは戻ってきてもらえるとの気持ちで対応しなければならない。今後とも丁寧な支援策を打ち出すことを含めて要望する。

高野光二委員

福島ふるさとワーキングホリデー事業について、200名程度を県内に滞在させて仕事をしながら本県に対する理解を深めてもらうための事業との説明があつた。考え方によっては、風評払拭につながる事業だと思うが、なぜ今なのか。既に12月である。今年度にやるとすれば、残り数カ月で事業を組み立てて委託しなければならない。全体の組み立てを考えると、補正予算で取つてつけた事業のように思える。当初予算や早い段階で事業を組むべきと思うが、部長の考えを尋ねる。

企画調整部長

今回の事業は国の第2次補正予算を活用した事業で、今定例会で知事からも定住・二地域居住について前例のない取り組みをしていくと答弁があつた。本来であれば、当初予算に計上すべきものではあるが、県議会でも人口減少、地方創生対策は待たなしの取り組みとの議論があり、また今回、国の第2次補正で予算がついたこともあつた。9月補正では地域資源を活用した利雪・克雪事業でスキー場の平日の活用等を提案したが、地方創生や人口減少対策も含めて、いろいろな施策をしっかりと打つていく必要があるので、時期を逃さず国の予算を活用した。この事業については、来年度以降もしっかりと計画していきたい。

高野光二委員

期間がない中で実施していくことになるので、さまざまな反省点が出てくると思う。継続するのであれば、効果の上がるしっかりとした事業にしてほしい。

次に、企画11ページの文化センター施設整備について、今回の事業では、小ホール等の舞台をリニューアルすると理解した。文化センターは基本的に全て作り直したほうがよいと思っているが、財源的な状況を考えれば、使えるものはリニューアルして使うのだと思う。今後、修理や改善しなければいけないところは、どこか。

文化振興課長

今回の補正予算は、大・小ホールの舞台にある平台等が老朽化したことにより、魅力の向上を含め更新するため計上したものである。当初から空調や受変電設備工事を発注しており、空調は来年までに更新する。これらの工事とあわせてトイレも改修しており、文化施設としての魅力の改善を初め環境美化の観点からも施設を充実させていく。

高野光二委員

トイレの改修もしているとのことなので安心した。震災復旧工事でトイレの修繕も行い、以前に比べれば快適になった。文化的な施設としてトイレは改修すべきと思っていた。利用者が気持ちよく使用できるようにしてほしい。

(12月16日(金) 生活環境部)

橋本徹委員

まず、債務負担行為の関係について、行政代執行によりのり面の改修工事を行ったとのことであるが、経年劣化や工事の不足など、改修に至った理由を説明願う。

産業廃棄物課長

県が平成24、25年度に行政代執行で押さえ盛り土工事を実施した後に、降雨や昨年9月の集中豪雨によってのり面に水道ができて、それが少しずつ深くなり約10カ所でV字谷のようになっている。外部の専門家に検討してもらったところ、県工事の侵食対策等の不足と集中豪雨などの気象条件、そして維持管理の3つの要因が影響し合っているとの指摘があった。具体的には、のり面の工法等が雨水の影響を受けやすい組み合わせになっていること、川俣町の山木屋地区は厳しい寒冷地で昨今の集中豪雨等により非常に激しい気象条件にあること、さらに産業廃棄物処理業の許可の取り消しを受けた会社が維持管理しており、会社自体は存続しているものの少ないスタッフでなかなか維持管理に手が回らない状況となっていることなどの問題があるが、素因となっているのは、県の工事で足りない部分があったこととの指摘を受けた。

橋本徹委員

県工事の不足により、新たに560万円の費用がかかる。県民の税金が充てられるので、次はこのようなことがないようにしっかりと対応願う。

次に、福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例について、施行期日が平成29年5月8日からとなっているが、その理由は何か。

旅券室長

須賀川市役所の新庁舎は5月8日にオープンされる予定であり、それに合わせて施行となるためである。

神山悦子委員

生10ページの債務負担行為と生6ページ旧産業廃棄物最終処分場埋立法面改修事業について、債務負担行為は平成29年度までとのことだが、2年間で実施するのか。また予算限度額が示されているが、全体の予算額は幾らなのか。

産業廃棄物課長

設計委託経費は、総額で800万円を想定している。12月定例会で予算が認められた後、発注は第4四半期になり年度内完了は難しいので、今回計上したものは今年度分の240万円である。残りは翌年度分で債務負担行為で計上し、一体のものとして事業計画を組んでいる。

神山悦子委員

債務負担行為の560万円と生6ページ旧産業廃棄物最終処分場埋立法面改修事業の240万円は設計業務の委託分だけか。その後のことも含めて説明願う。

産業廃棄物課長

合計金額が設計業務全体の委託経費である。設計委託後、工事を発注するが、それは来年度に別途計上する。

神山悦子委員

工事費については、来年度に発注してその予算は別途出てくるのか。また、県が全部負担するのか。

産業廃棄物課長

委員指摘のとおりである。

神山悦子委員

専門家の指摘を重く受けとめるとのことなので、工事のあり方については、今後も注意が必要である。

次に、生11ページの福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例について、県事務との関係で須賀川市で全て処理するわけではなさそうだが、詳細を説明願う。

旅券室長

旅券事務は外務省からの法定受託事務であり、現在、県が実施している。須賀川市に住所がある方と通勤、通学している方の旅券の申請とでき上がったパスポートの交付業務は市で実施するが、パスポートの作成業務は県が引き続き担うことになる。

神山悦子委員

須賀川市が初めてだと思うので、確認した。

次に、生6ページの帰還に向けた放射線不安対策事業について、新規事業だと思うが、事業の中身を尋ねる。

産業廃棄物課長

避難指示が解除された区域やこれから解除されるであろう区域の住民や業者から、リフォームで発生した廃棄物や避難

の際に屋外に残っていた農機具、子供の遊具等の処理に対して心配の声が寄せられているため、今回、新たな事業として相談員を配置し、電話等による相談や助言、必要に応じて現地調査を行い、その場で放射線量を測定する。相談の内容によっては、当課だけでは対応できないので、さまざまな関係機関を紹介して、不安の解消や帰還促進、帰還後の生活の安定化につなげていく。

神山悦子委員

間に入る人を決めて、そこからいろいろなところを紹介するのか。イメージがわからないので再度説明願う。また、これは人の配置に係る予算なのか。委託するかも含め説明願う。

産業廃棄物課長

まず相談窓口をつくって電話番号やメールアドレスを広報媒体を通じて周知し、さまざまな相談を一旦そこで受け付ける予定である。相談の中身が廃棄物の話であれば、県の産業廃棄物協会や環境省につないで解決する方向を探っていく、その他のさまざまな窓口にもつないでいく。これまでの話を聞くと、簡易な測定器ではバックグラウンドの線量を拾ってしまい正しい線量が測定できず対応できないとのことなので、専門的な知識を持った相談員にバックグラウンドの線量を排除できる機器を持たせて正確な放射線量を測定した上で関係機関につなぐイメージを考えている。

予算の主な中身については、相談員2名程度を配置するための人件費である。そのほかに機器の購入費や車両費、避難区域内に事務所を設けるための事務所費、事務費等を計上し、予算額は約600万円としている。

神山悦子委員

これから帰還するところはいろいろあるが、相談窓口の箇所数を含めどこに事務所を置くのか。

産業廃棄物課長

相談窓口は、1カ所を想定している。住民になるべく近いところにしたいので、避難指示区域内に拠点を設けたい。廃棄物に関する相談が最も多いと想定しており、廃棄物を専門とする公益的な団体に委託して運営する予定である。

神山悦子委員

1カ所ならば、どこに置くのかを答えてほしいが、まだ決まっていないのか。

産業廃棄物課長

具体的な場所については、避難区域内の行動しやすいところを考えているが、予算が確定していないので、確定的に答えられる状況ではない。

神山悦子委員

場所については定例会後にでも示してほしい。相当相談があることを承知の上で実施するので、周知徹底しなければならない。避難指示の解除が進んでいるので、早く周知徹底する必要があると思う。よろしく願う。

次に、生7ページの鳥獣被害対策について、先ほどの説明では、予算を繰り越して、ことしの県の直接捕獲はおおむね済んだとのことだが、この予算で大丈夫なのか。現況とあわせてどの程度進む見通しか。

自然保護課長

生7ページの鳥獣被害対策強化事業については、平成26年度から27年度に繰り越した分の事業費が確定したので、基金に積み戻すための事業である。今年度については、別途1億5,000万円の予算で直接捕獲事業を含めて対応しているので、27年度の確定分と理解願う。

神山悦子委員

県が直接かかわった部分については、1番の傷病鳥獣保護事業になるのか

。

自然保護課長

傷病鳥獣保護事業については、給料表が変わったことにより報酬単価が変わったので科目更正した。科目更正なので事業費はふえていない。

古市三久委員

行政代執行を行った処分場の面積と調整池等の有無を尋ねる。

産業廃棄物課長

埋立地の面積は約1.8haである。許可が取り消されるまで、通常どおり最終処分場として運営されていたので、浸出液の貯水槽や水処理施設、事務所等はそのままあり、事業者は現在も水処理をしている。

宮川政夫委員

野生鳥獣対策について、神山委員からもイノシシの捕獲について質問があったが、今年度は県が直接捕獲を行って、先ほど部長から目標は達成できる見通しとの説明があった。県全体として1万7,000～1万8,000頭の目標値を持っていたと思うが、通常の捕獲や有害鳥獣捕獲を含めて現状を示してほしい。

自然保護課長

県の直接捕獲事業については、昨年12月から本格的に事業を開始して、ことし4月から市町村と関係機関が一体となり積極的に取り組んでいる。先ほど部長から説明があったように、直接捕獲の年間5,000頭の目標は、今月でほぼ達成できる見込みとなっている。県による直接捕獲のほかにも、市町村で実施している有害捕獲と先月15日からの狩猟期間に伴った狩猟捕獲の3本柱で事業を展開している。有害捕獲についても年間8,000～9,000頭の目標はほぼ達成できる見込みになっている。狩猟捕獲については、11月15日から始まっており、市町村の見込みによれば、予定どおり4,000頭近くは達成できるとのことなので、3つの事業を有効に活用して、年間目標の達成に向けて努力していく。

ただ、イノシシ対策は喫緊の課題なので、各種制度を活用しながら、可能な限り多く捕獲できるように対応する。具体的には、今後、直接捕獲枠をふやす対策をしていきたい。

宮川政夫委員

猟友会の話では、思っていたよりも頭数がとれているとのことだが、1万8,000頭の枠を超えて、予算をオーバーしてでも捕獲するのか。

自然保護課長

イノシシ対策は喫緊の課題であり、現在軌道に乗っているのので、できるだけ猟友会と協力しながら捕獲していく。国の交付金などを活用しながら協議を行い、速やかに枠をふやしていきたい。

橋本徹委員

J ヴィレッジで実施しているGISを使ったモデル事業のその後の状況を尋ねる。

自然保護課長

先月から実施しているモデル事業については、大型の囲いわなを仕掛けて群れ単位で捕獲を考えていたが、子供と大人各1頭の合計2頭しか入らなかった。また、今回の事業では、捕獲の状況を見ると同時に、捕獲したイノシシに発信機をつけて行動を調査する事業も実施している。現在、捕獲した大人1頭に発信機つきの首輪をつけて行動を調査しているので、今後その行動を分析する。

橋本徹委員

これから広げていくことに変わりはないのか。

自然保護課長

9月補正で新たに4カ所程度計上した枠を活用してモデル事業を広めていきたい。

橋本徹委員

モデル事業が軌道に乗った場合の最終的な目標を答弁願う。

自然保護課長

年間1万7,000～1万8,000頭を捕獲する目標にしている。最終的には専門家の意見を聞いて定めたイノシシ管理計画で、平成31年度までに人とイノシシが共生できる5,200頭の安定生息数まで減らしていく。

古市三久委員

県は年間1万8,000頭を目標に捕獲しているが、浜通りや中通りなどの地域ごとでは、どの程度捕獲されているのか。

自然保護課長

先ほど県の直接捕獲は大体5,000頭に近づいてきたと説明したが、県北地方が2,600頭程度で伸びている。これ以外にも有害捕獲があるので、それを含めてどの地域が多いのか分析していきたい。

古市三久委員

県北地方で捕獲頭数が多いのは、猟友会の会員が多い等のためか。

自然保護課長

猟友会や市町村の話では、二本松市にはまだイノシシがたくさんいて、伊達市の保原や梁川地区でも多いと聞いている。

古市三久委員

イノシシが多いところはとれるが、とれていないところはイノシシがいないと理解してよいか。

自然保護課長

先ほど答弁したのは、県による直接捕獲分である。農作物の被害が出てきたところは、市町村が許可して有害捕獲で捕獲しているので、全体的にどこが少ないといったことではない。会津地方では被害が少ないが、中通り地方を中心にいわき市でも多く捕獲されている。

古市三久委員

安定生息数の5,200頭を目標に平成31年度まで実施するとのことだが、有害捕獲等も合わせて、県は全体的な頭数を管理する立場にあると理解してよいか。

自然保護課長

県で計画を策定しているので、捕獲管理は県が実施していくことになっている。

古市三久委員

県全体で捕獲された頭数を管理しながら平成31年度までに5,200頭を目指して、これからいろいろなことをやっていると理解してよいか。

自然保護課長

委員指摘のとおりである。

古市三久委員

そうであれば、平成27年度は県内でどのぐらい捕獲できたのか。27年度と28年度の有害捕獲と県の直接捕獲の頭数について、後ほど資料を提出願う。

自然保護課長

平成27年度分については以前の定例会で説明したものがあるので、それを提供する。28年度分については、一部概算のところはあるが、確定した分をまとめて提供したい。

山田平四郎委員長

後ほど資料を提出願う。

神山悦子委員

イノシシの処分方法について、いろいろな課題があると思うが、現在はどのようになっているのか。

自然保護課長

イノシシの処分については、焼却場で燃やせる市町村は焼却場で燃やしている。焼却場の処理能力の観点から、野生のイノシシを燃やせないところでは、猟友会の会員がその場で埋設している。また、専用の焼却場を設けているのは相馬・

新地方部で県内1カ所である。

神山悦子委員

当委員会の県外調査で北海道に行った際に、微生物を使った処分について調査したが、それも有効ではないかと思った。やり方や方法があって、時間はかかるかもしれないが、自然に返すことも一つの方法ではないかと思いながら聞いてきた。それに対する考えはあるか。

自然保護課長

焼却場については、基本的に市町村が担当している。委員から指摘があった減容化を今後検討していくとしている市町村も出てきている。

神山悦子委員

部長から鳥インフルエンザ関係について説明があったが、今月8日に高病原性であることが確定した。保健福祉部等もかかわると思うが、当部局としてはどこまでかかわっていくのか。

自然保護課長

鳥インフルエンザについては、野鳥については生活環境部で対応している。鶏等の家禽については農林水産部が担当し、ペット等については保健福祉部が所管して、3つの部局が連携しながら対応している。この前発生した高病原性鳥インフルエンザについては野鳥なので、当部局としては、2～3日に1回の割合で重点的に監視を強化している。

神山悦子委員

予算的にはそれぞれで対応するのか。基本的な事務局はどこになるのか。

自然保護課長

県の連絡会議や先日開催した知事をトップとする本部長会議の事務局は、家禽を担当している農林水産部が窓口となっている。野生については当部局が、ペットについては保健福祉部が参加して3部局で連携して対応している。

なお、予算については、各部が所管している。

神山悦子委員

生活交通バスについて、現在、高齢者ドライバーの事故が多く、何らかの対策が必要であると思う。過疎地域がふえてるので、中山間地域等のデマンドタクシー等の生活交通バスを具体化しないといけない。アメリカでは3km圏程度の生活範囲のみ運転を認めているようであるが、その是非は別として、車がなくなることで高齢者の生活の質が落ちたり、病院に行けないなどの問題も発生している。県も本気になって小規模の生活交通バスについて考えるべきと思うが、検討しているか。

生活交通課長

高齢者を含め地域住民が利用する路線バス等の公共交通については、いずれの市町村でも過疎中山間化、人口減、高齢者増の中で、大きな課題になっている。県としては、市町村が主体的に行う位置づけになるが、市町村直営で運行するバスや交通事業者へ委託するバス、デマンド型タクシー事業に関して、県独自の助成を行っており、今年度の当初予算には

1億6,000万円程度を計上している。高齢者の運転に関して、一部の町村では免許を返納した場合、プレミアム商品券を配付するなどの事業を展開しているが、これについては県警と連携しながら、今後検討していく。

神山悦子委員

喫緊の課題なので、県が持っているノウハウや財政支援を含めて、わかりやすく目に見える形で提案して、市町村が実施すればよいと思う。私の地元では、バス利用にかかる金額やどのくらい利用したいか等のアンケートを実施していたので、市町村との連携を密にして、高齢者ドライバーの事故をなくすこととあわせて対応が必要だと思う。より深くかつ広く県の立場から発信してほしいが、どうか。

生活交通課長

委員指摘のとおり各市町村で大きな課題になっているので、県の3つのメニューについては、市町村が新体制になる春と年度末に説明会を開催している。今後とも、わかりやすい資料にしながら、国や県のメニューを初め福祉バスやスクールバスのメニューもあわせて説明していきたい。

高野光二委員

イノシシ対策について、県による直接捕獲の5,000頭と有害鳥獣捕獲の8,000~9,000頭の目標はほぼ達成できる方向とのことだが、現場では、予算がいっぱいになったので、捕獲を一時中止するとの連絡があったようである。現場の一般の狩猟者には有害鳥獣捕獲なのかあるいは狩猟捕獲なのかの情報は入っていない。最終的な窓口は同じなので、きちんと周知すべきである。

被害はまだまだあって、大変多くのイノシシが確認されているので、国にはさらに予算を要求することとのことだが、そもそもその目標が甘いのではないか。先ほど、二本松市や伊達市の保原、梁川地区にイノシシがいるとの答弁があった。最近、飯舘村で特例宿泊をしていた親子から「息子が福島市で用事があって帰りが遅くなった日に、庭にイノシシがたくさんいて、怖くていられないので、家にいた祖母がすぐに帰ってきてほしいと息子に電話をかけた。」との話を聞いた。そのくらい頭数がふえているので、簡単に目標が達成できたのだと思う。前に戻れば計画の積算が甘かったことになるので、計画の捕獲頭数のレベルをさらに上げなければいけないと思うが、どうか。

自然保護課長

県の直接捕獲は昨年度から始まったが、市町村が行ってきた有害捕獲との区別がわかりにくく、末端では同じ人がやっていることがあったので、直接捕獲事業を実施する際に各市町村を回って、事業内容や有害捕獲との違いを一つ一つ丁寧に説明した。猟友会にも説明したが、まだ十分に理解されていないので、これまで何度も説明しているが、今後も市町村担当者会議で周知を徹底していきたい。

次に、5,000頭を目標とした予算については、猟友会との連携が悪く、事業をストップしたような印象を持たせてしまったので、先ほど答弁したように、今後、頭数をふやし、引き続き猟友会と連携して捕獲を進めていきたい。

次に、県の管理計画については、策定してから今年度で2年目になるが、委員から指摘があったようにイノシシはまだ多いとの指摘があるので、専門家の意見を聞きながら計画の見直しも含めて、今後、対応を検討していきたい。昨年度の農業被害額は3,000万円程度減ったが、農家からは「全然実感がない。」と言われているので、それも含めて計画をどうするかを専門家と検討していきたい。

なお、委員から指摘があった飯舘村で被害が多かったことについては、今週、溝口専門官と避難区域に行き、浪江町の被害状況について猟友会からいろいろと聞きしてきた。避難区域の対応については、専門家の意見を聞きながら、早急

に考え方をまとめたい。

高野光二委員

午前につきイノシシ被害について質問する。捕獲に関して、来年度以降に、専門家と一緒に実態調査をしながら計画を見直すとのことなので、実態に見合った計画にしてほしい。

実際、イノシシの頭数はかなりふえており、直接猟銃で殺処分するよりもわなで捕獲してとめ刺しするほうが多い。処分方法については、神山委員からも質問があったように焼却と埋設があり、焼却する場合は、自治体が管理しているクリーンセンター等では、丸ごと燃やせないのので、何分割化して持ち込まないと預かってくれない。被災地域では、各自治体のクリーンセンター等と同じ内容になるが、環境省の仮設焼却施設でも受け入れている。

猟友会の方が車が入れない不便なところで捕獲した場合、持ち出せないのので、その場で燃やしてしまうことがある。車で運べたとしても、焼却が大変な場合は、便利なところに埋めるので、同じところに埋められていて、そこにはかなりの頭数が埋まっている。間もなく帰還となる地域や既に避難指示が解除された地元の南相馬市では帰還住民がふえたが、水道がなく地下水を飲んでいる地域から最近苦情が出ていて、埋設されているものの対応について話が出ている。県でも埋めることを認めているので、埋めたまま処分することの合法性や法的な見解を答弁願う。

自然保護課長

委員指摘のとおり、基本的には埋設か焼却しており、埋設については、鳥獣法及び廃棄物処理法で実施できることになっている。避難区域を中心にほかの市町村でも仮に埋設しているところがあり、富岡町や浪江町などの市町村と個別に協議している。現在埋設しているところを有効に使うとしているところもあるので、市町村と焼却できないか協議しながら対応を進めている。

高野光二委員

水脈のありかを正確に立証することは難しいが、地下水を通じて飲まれるのは好ましいことでない。被災地域では多くの家畜が殺処分されており、牛も同様であるが、養豚農家では何千頭もの家畜を1カ所に埋設している。廃棄物処理法で認められているとしても、衛生的に考えれば地域住民の声に配慮して、新たに井戸を掘ったり埋設したものを掘り起こして焼却する等の方法で処分すべきと思うが、どうか。

自然保護課長

鳥獣法では持ち帰るか埋設することになっており、埋設する場合は、委員指摘のとおり生態系への影響に配慮しながら埋設することになっている。猟友会の方が埋設する場合は、市町村と連携しながら「生態系への影響をきちんと考えてください。」と指導している。なお、持ち帰ったものについては、廃棄物処理法で一般廃棄物の扱いになる。

一般廃棄物課長

先ほど高野委員から質問があった埋設家畜については、農林水産部の畜産課で処理しているものがある。環境省で殺処分したものの埋設がほとんどであるが、南相馬市では県の事業で処分しているものがある。国、県、市町村で連携しながら処理を進めている。

高野光二委員

当委員会は、殺処分について直接所管していないと思うので、深くは触れないが、ぜひそのような対応を願う。

環境への配慮は非常に難しい。人間は比較的便利のよい平場で生活しているので、その環境を害さないとすれば、山奥となる可能性が高い。現場に穴を掘って埋設している方もいると聞くが、100kg近くもあるイノシシを運んで埋設するためには、車が入るところでなければならないので、実際に運んで処分する場所は同じところになる。環境への配慮もわかってはいるが、南相馬市の小高区で「この周辺に何千頭も埋まっている。」との話を聞くと、ぞっとする。実際の現場と指導する行政の立場に乖離があると思うので、ぜひ現場の状況を踏まえて対応願う。

次に、部長説明要旨3ページに、9月からニホンジカの直接捕獲に着手していることが記載されている。ニホンジカによる被害はあったが、捕獲については初めて説明があったと思う。生息状況と何頭程度捕獲する計画か尋ねる。

自然保護課長

平成28年3月に策定したニホンジカの管理計画では、26年度に実施した調査に基づき約1,850頭が県内で生息していると推測している。計画では、将来的に22年度に生息していた1,000頭程度まで縮小させるとしており、年間の捕獲目標を850頭と定め、イノシシと同様に県による直接捕獲で700頭、残りの150頭を狩猟で捕獲することとして、ことし9月から直接捕獲を実施している。現在は40頭程度しか捕獲できていないが、鹿は季節によって移動するので、これから冬に向けて南会津のほうへ移動すると想定している。その段階で本格的に猟友会と協議しながら対応していくが、26年度は県内で約600頭を捕獲できたので、計画の700頭は何とか達成したい。

吉田栄光委員

定例会のたびに各委員からイノシシ等についてさまざまな意見が委員会を出されているが、毎回同じような考え方である。先日、桑折町や旧保原町に行ってきた。その中で、若い農家の方は、さまざまな地域で放射能に被災しているが、放射能と同じかあるいはそれ以上にイノシシが怖いと訴えていた。せっかくのなりわいがイノシシの被害でできなくなると心配していた。

自然保護課長は毎回、同じ質問をされ、以前の課長も大変だった。町も介在していくが、捕獲頭数を含めたスキームが決まり、現在のプロジェクトでは新たな手法や処理方法などが出てきた。現状を整理して、本日の委員会の意見を集約しただけでも、しっかりとしたものを書けると思う。それを各委員に提示して、今後、「こうやっていきます。」というものをそろそろ考えていくべきだと思う。イノシシについて日夜協議し、さまざまな捕獲や処理方法が出てきた。早急に対策してもらっているが、農家の考え方や今の実情に見合った形で、改めて整理して対策を検討するほうが賢明だと思う。部長の手元でよろしく願う。

生活環境部長

委員指摘のように、本会議を初め委員会でも、毎回、質問や意見、「もう少し頑張れ。」との言葉をもらっている。先ほどから説明しているとおおり、直接捕獲の目標が達成できる状況になってきたが、決して十分とは思っていない。とれるときにしっかりととらないと、個体管理の面では十分ではないと思っている。委員指摘のとおり、過去の計画上の実態ではなく、皆から聞いている今の実態はまだまだ厳しい状況で、現状としてここまで持ってきた。

先ほど課長から答弁があったとおおり、専門家からは、特に避難区域等において、山間部や既に戻っているところ、これから戻ろうとしている平野部でイノシシの特性がそれぞれのゾーンで違っているとの話を聞いている。今後は、そうした部分を踏まえ、しっかりと対策を立てて取り組んでいく。また、処分についても、それぞれの地域で特性があると聞いている。各市町村から細かく状況を聞いて、それぞれの地域に合った処分方法もあわせて考えながら対策を進めていく。それらの考え方をまとめ、次回の委員会等で時間をもらって説明したいと思うので、よろしく願う。

神山悦子委員

先ほど中間貯蔵施設の関係について説明があったが、地権者との関係については説明がなかった。今後のことも含めて、その後進展はあったのか。

中間貯蔵施設等対策室長

地権者に対する現在の説明状況については、11月末現在で、全地権者2,360名のうち全体面積の約94%、約1,510ha分の地権者の連絡先を把握しており、全体面積の約69%、約1,100haで物件調査の承諾を得て、全体面積の約64%、約1,030haで物件調査が終了している。物件調査終了後、補償額の算定手続きを経ることになるが、現在の契約件数は約517件で契約面積は約200haである。

神山悦子委員

毎回パーセンテージで示してほしいと言っているが、全地権者2,360人のうち517件が契約できたとすれば、何%になるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

契約面積の12.8%、地権者の21.9%と契約済みである。

神山悦子委員

再生可能エネルギーについては企画調整部エネルギー課で進めているが、環境サイドから聞く。環境アセスメントにかかわらないかもしれないが、これから西郷村では県境にまで至る相当大きなメガソーラーがつけられると聞いている。土地取引などがいろいろあって、中国系の企業とのことだが、地元の方は契約して始まればよいが、中途にならないかということと規模が大きいの環境面を心配している。

いろいろなところで始まっているので、環境面ではさまざまなやり方や仕組み、ノウハウがあるかもしれないが、メガソーラーやメガ風力などが環境に与える影響も考えて実施しなければいけない。当部局の所管になるのかはわからないが、耐用年数が経過した後のメガソーラーの部材や機材はどのように処分されるか決まっていなと思う。全体としては進んだとしても県や市町村に課題が残ることになれば問題だが、どうか。

環境共生課長

委員指摘の西郷村のメガソーラーについては、本県の条例に基づいて、環境影響調査の手続を実施している最中であり、条例対象のメガソーラーとしては第1号になっている。環境への影響については、委員から指摘があったように、自然環境や動植物、大気などのあらゆる環境分野について環境影響調査の手続の中で確認し、専門家の意見を得ながら進めている。また、将来の廃棄物の最終的な処理方法等についても確認しながら進めているので、環境アセスメントの手続で適正に対応していきたい。

神山悦子委員

環境アセスメントの手続はそれはそれでやらなければいけないが、罰則や強制力はないと思う。倒産するか続けるかわからなくなったときの担保として、市町村と契約を結ぶ際に、そのときの処分方法もきちんと決めておかないと大変なことになるのではないかと。例えば、一般廃棄物になるのかや産業廃棄物になるのかも含めて見通してやらないといけなではないかと。やること自体に問題があるというよりは、それも含めて担保しながら進めないといけなと思う。環境アセ

メントの手続だけでよいのか。廃棄物の関係にならないか。

環境共生課長

環境アセスメントは環境に対する負荷を最大限低減させる視点で実施しており、廃棄物や環境関係の法律を満たしていることが前提である。将来事業をやめた場合の対応については、今からアセスメントの中で具体的に義務づけることは難しい。それぞれの法律に基づいて地元と連携しながら対応していくことが基本と考える。

神山悦子委員

土地取引や廃棄物の関係などとあわせて、環境アセスメント以外で担保できるものを県も考えて示しながら推進していくべきである。ソーラー本体の部材は10～20年もつかもかもしれないが、モジュールなどは5、6年しかもたないと思う。事業者は維持管理費や廃棄物も見込んで事業を展開するかもしれないが、わからない。環境サイドだけではないと思うので、企画調整部などとも連携しながらいろいろ知恵を出して、県民や市町村さらには事業者には示すように願う。

古市三久委員

ツキノワグマについて、東北地方で何千件もの目撃情報があるので、非常に多くなっていると思う。県内では中通り地方にいて、浜通り地方にはいなかったとのことだが、最近、東に寄ってきているなどと聞く。生息状況等を把握して、地域ごとにしっかりと情報提供してほしいが、どうか。

自然保護課長

生息状況については、毎年調査しており、平成25年度に福島市で実施したので、今年度はその場所でどのような動きがあったかを調査するため同市で実施している。昨年度は県内5カ所で実施したが、阿武隈山系ではヘアトラップで捉えられたものの、カメラには映っていなかった。いろいろな調査をしている団体から阿武隈山系でもカメラに映ったとの情報や毎年寄せられる目撃情報の中で阿武隈山系で目撃したとの情報が警察に寄せられた。それら情報を提供してもらっているので、そのような調査を継続していく。

古市三久委員

従来のやり方よりも進歩しているのかわからないが、危険性が非常に高くなっていると思う。ツキノワグマは、河川の脇を通過して移動すると言われている。県全体の河川の刈払いはなかなか大変だと思うが、突然出てきて住民に危害を加えることがあっては困る。特に浜通りでは、ツキノワグマに対する免疫力がほとんどないので、これまで以上の対策が講じられるように、県で対応策や仕組みを検討してほしいが、どうか。

自然保護課長

今年度は河川の刈払いを中心に柿などの未収果実を早目にとって熊に食べさせないようにする地域ぐるみの取り組みを実施している。また、その効果を検証しながら、来年度に向けて拡大するため、財政部局と連携して調整している。阿武隈山系のほうではまだなれていないところもあるので、農林水産部と連携しながら、普及員を含めて地域ぐるみで対応していきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、田んぼや海岸などに除染廃棄物が積み重ねられていてシートで覆われているが、海岸近くに積まれているものはどのくらいあるのか。

環境回復推進監

基本的に除染に伴って生じたものについては、除染廃棄物の取り扱いになる。フレコンバッグに入れて仮置き場に保管された後、中間貯蔵施設等に運ぶことになるが、野積みになっていたり海岸に置き去りにされているケースは把握していない。

古市三久委員

海岸近くに仮置き場をつくって積んでいるところがある。シートがかけられるなどして相当数のフレコンバッグが積み込まれているが、そのようなところはどのくらいあるのか。

除染対策課長

除染には、国が除染特別地域で行う国直轄除染と市町村が行う市町村除染がある。

まず、国の直轄除染で生じた仮置き場の数については、ことしの7月末現在で271カ所あるが、海岸の部分については把握していない。

次に、市町村除染に伴う仮置き場については、合計で830カ所あるが、海岸沿いに設置されているものについては、正確な数値を持ち合わせていない。

古市三久委員

先日の津波は1 m程度だったのでよかったが、何mもの高い津波が来た場合、押し流されてしまう。海岸近くにある仮置き場の面積やフレコンバッグの数、何mの津波が来たらまずいのか、防潮堤の建設は終了しているかについて県は把握しているか。地震や津波は来ないと言われていたが、先日、仙台市では1 m40cmの津波が来た。特に、今後、福島県沖で地震が発生しやすいと言われてるので、対策を講じていく必要があるのではないか。把握していないのであれば把握して、問題の有無や対策を講じる必要性を検討して示してほしいが、どうか。

除染対策課長

今ほど委員から指摘があった件については、環境省と市町村等に早急に確認して状況を把握する。その後の対応についても検討して、後日報告する。

古市三久委員

そのように願う。来年度から中間貯蔵施設に50万㎡程度を運び込むことになっていると思うが、そういうところを優先するかも含めて検討してほしい。

また、除染には膨大な費用が使われている。本県で除染が開始されて以降、県が支出した金額と基金の金額はどのくらいになるのか。

除染対策課長

これまでの市町村除染等に要した経費の累計額については、平成28年度分は現在進行形なので27年度末の数値になるが、市町村除染と県有施設に係る除染を合計して約9,600億円である。なお、本年度予算については、27年度からの繰越金で

ある200億円を除いて約4,200億円である。基金の状況については、今年度予算を積み立てたと仮定して、28年度末で約1兆4,200億円程度になる見込みである。

古市三久委員

平成28年度末で1兆4,000億円程度の基金があると理解してよいか。

除染対策課長

基金は一般会計に繰り入れて、それを財源に市町村に交付している。これまで積み立てたものの累計が約1兆4,200億円程度になる見込みであり、現実はその金額が現金であるわけではない。

古市三久委員

1兆4,200億円のうち基金残高は幾らになるのか。

部参事兼生活環境総務課長

基金の残高については、今年度に予算どおり事業が進んで支出したと仮定して、年度末には90億円程度になる計算である。

古市三久委員

市町村除染の予算は県で交付していると思うが、環境省が実施している国直轄除染の執行額はどのくらいになるのか。わからなければ、後で環境省に聞いて教えてほしい。

除染対策課長

現在手持ちの数値がないので、環境省に確認する。